

令和7年度 第1回栗東市就労支援事業推進会議 次第

令和7年11月11日（火）
10:00～
栗東市役所 2階 第1会議室

1. 開会
2. 市民憲章・人権擁護都市宣言唱和
3. あいさつ
4. 自己紹介
5. 案件
 - (1) 令和6年度就労支援（相談）状況について
 - (2) 就職氷河期世代支援事業実施報告について
 - (3) 市内事業所アンケート調査集計結果について
 - (4) 栗東市就労支援ガイドライン（案）について

資料1
資料2
資料3
資料4
資料5
資料6
6. その他
 - (1) 話題提供
滋賀労働局 ハローワーク草津
滋賀県人権センター
 - (2) 次回会議の開催について
 - (3) その他
7. 閉会

市民憲章

わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに喜びと誇りをもって、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い、進んでこれを守ります。

- 一、 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、 教養を高め、豊かな文化の創造につとめましょう。
- 一、 若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
- 一、 心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
- 一、 隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

昭和52年1月1日 制定

栗東市人権擁護都市宣言

人権とは人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにもっている基本的な権利です。

わたくしたち栗東市民は、
日本国憲法や世界人権宣言の理念にのっとり、一
人ひとりの基本的人権を永久の権利として尊重し、
すべての市民が平等に生きる権利を保障する。
よって、正しい人権意識の高揚に努め、不断の努力と実践により、相互の人権を擁護するため、ここに栗東市を『人権擁護都市』とすることを宣言する。

平成3年3月22日

栗東市就労支援事業推進会議設置要綱

(目的)

第1条 就労に際し様々な困難な課題を抱える人々を、各種関係機関が連携しながら支援し、一人ひとりが自立・就労するための「栗東市就労支援計画」に基づく就労支援事業を円滑に支援し、本市の就労対策を総合的に推進するため「栗東市就労支援事業推進会議」を設置する。

(組織)

第2条 栗東市就労支援事業推進会議（以下「推進会議」という。）は、別表1に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 推進会議に委員長1人及び副委員長1人を置くものとし、委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総理し推進会議を代表する。
- 4 推進会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 推進会議の議題となった案件について、必要があると認めたときは、関係機関の担当者を協力者として、会議に出席を求められるものとする。
- 7 会議には、委員のほかにオブザーバーを招集することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の任期中その委員の欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第4条 推進会議は次の職務を行うものとする。

- (1) 就労支援事業の推進に関する関係機関との連携
- (2) 就労支援事業や施策などの企画・立案・調整
- (3) その他就労施策事業の推進、課題研究に関すること

(個別ケース会議)

第5条 推進会議は、具体的な個別ケースによる検討課題を研究し、またその解決を行うことを目的とするため、専門的に協議等を行う個別ケース会議（以下「ケース会議」という。）を設置する。

- 2 ケース会議は、個別ケースの事情に応じて、その目的を達成するために別表2に掲げる必要な関係部署の職員並びに関係機関の職員をもって構成し、その協議を行う。
- 3 ケース会議に座長を置き、商工観光労政課長または参事が充たる。座長に事故あるとき又は欠けたときは、座長が指名するものをもってその職務を代理する。
- 4 前項に定めるもののほか、その目的を達成するために、座長が必要と認める関係機関の担当者を協力者として、ケース会議に出席を求めるものとする。

- 5 ケースを専門的に分析し、また研究するために必要な専門機関の職員をオブザーバーとして招集することができるものとする。
- 6 相談者並びに家族の同意があれば、ケース会議に当事者の出席を求める能够とする。

(庶務)

第6条 推進会議および、ケース会議の庶務は、商工観光労政課において処理する。

(情報管理)

第7条 ケース会議を始め、情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」並びに「栗東市個人情報保護条例」を遵守するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年 7月 1日から施行する。

この要綱は、平成18年11月27日から施行する。

この要綱は、平成19年11月27日から施行する。

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 2年 8月 1日から施行する。

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表 1

部落解放同盟 十里支部
部落解放同盟 小柿支部
栗東市心身障害児（者）連合会
栗東市母子福祉のぞみ会
栗東市 人権擁護課長
栗東市 人権擁護課（コミュニティセンター治田西）
栗東市 ひだまりの家所長
栗東市 社会福祉課長
栗東市 障がい福祉課長
栗東市 子育て支援課長
栗東市 学校教育課長
栗東市 自治振興課長
栗東市 少年センター所長
栗東市 発達支援課長

別表 2

商工観光労政課就労支援担当職員
商工観光労政課就労支援相談員
以下ケース案件、課題解決に向けて必要な市関係部署の職員
並びに関係の専門機関及び関係団体の構成員
以下、ケースの条件に応じて必要な専門員
その他座長が指名する者